十三　後席座席ベルト使用性（外側後席に限る。）	イ　試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、ダミーの肩の位置から座席ベルトの最短距離を測定する試験	座席ベルトへのアクセスの容易性を示す三段階の指標
	ロ　試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、座席ベルトを装着し、座席ベルトの締め付け力を測定する試験	座席ベルトを装着した時の快適性を示す三段階の指標
	ハ　座席ベルトのバックルを目視により他のベルトのバックルと区別する試験	座席ベルトのバックルの識別の容易性を示す三段階の指標
	ニ　座席ベルトのバックルの結合及び解離を反復する試験	ベルトのバックルの結合の容易性を示す三段階の指標
十四　後席座席ベルト使用性（中央後席に限る。）	座席ベルトの種類を確認する試験及び座席ベルトの装着の容易性を評価する試験	座席ベルトの種類及び座席ベルトの装着の容易性を示す二段階の指標

2　国土交通大臣は、前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。

（年少者用補助乗車装置の評価）

第五条　年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一　前面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用補助乗車装置から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
二　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標

三　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、頭部合成加速度、胸部合成加速度による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によって腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基づいた四段階の指標
四　使用性	年少者用補助乗車装置の取扱いやすさ、装着性、操作性、取扱いの説明のわかりやすさ等使用者の自動車の座席への確実な取付けのしやすさを評価する試験	年少者用補助乗車装置の評価に熟知した複数の専門家による、試験対象の年少者用補助乗車装置の取扱説明書、本体表示、本体機構の安全性、取付性及び装着性についての五段階の指標

（公表項目）

第六条　国土交通大臣は、第四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価された年少者用補助乗車装置ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置の装備状況等を公表するものとする。

（公表方法）

第七条　国土交通大臣は、前条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。

（実施機関）

第八条　独立行政法人自動車事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務及び第七条に規定された公表に係る事務を行うものとする。

（その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要と認める事項）

第九条　国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を聞くものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百四十号

大阪国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　大阪国際空港　兵庫県伊丹市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十五年国土交通省告示第四百五十三号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三百十四万七千四百二十三平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局大阪空港事務所において縦覧に供する。